

募集

健診後の健康相談

申込み・問合せ  
健康いきいき課

☎62-0716

食事や運動など生活習慣改善に関する相談を行います。

日時 令和2年1月30日(木)、31日(金) 13時~15時

※各3名、30分ごとに受付

対象 健診の結果で生活習慣の改善が必要とされた方

内容 計測、検査、相談等

※所要時間は概ね1時間

持ち物 健診結果、健康手帳(お持ちの方)

申込み 令和2年1月23日(木)まで

子育て高齢者応援リフト  
オーム補助金

問合せ まちづくり整備課

☎62-0721

町では、子育て世帯及び高齢者の方のリフォーム工事に対して補助を行っています。対象者、住宅には要件があります。補助は今年度で終了となります。なお、予算の範囲内となります。補助額 最大25万円

令和2年度の体育施設事前予約を受け付けます

問合せ 教育委員会事務局

☎62-0824

嵐山町体育施設の事前予約を受け付けます。事業等で体育施設の使用を予定している場合は、必ず期間内にお申し込みください。

申込期間 12月2日(月)~27日(金)

8時30分~17時15分(土、日を除く)

申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、教育委員会事務局窓口までお申し込みください。

申込用紙

①町ホームページよりダウンロード

②教育委員会事務局窓口での配布

その他 詳細は町ホームページをご覧ください。

農業用廃びニール及びポリ、マルチ、苗箱収集を実施します

問合せ 農政課

☎59-6671

農業用廃びニールは、みだりに捨てることできません。ぜひこの機会に収集をご利用ください。

日時 令和2年1月9日(木)

9時~16時

場所 JA埼玉中央嵐山ライスセンター

対象 子育て世帯・高齢者  
補助対象工事

住宅の新築、増築、改築、物品等のみの購入または施設等の工事は除きます。対象工事に該当するか必ずご確認ください。

子育てに必要と想定される工事

子ども部屋の改修/落下防止手すりの設置/段差、床の滑り等の解消/扉、便器の改修/床、壁や窓等の断熱改修等

高齢者に必要と想定される工事

通路、開口部の拡幅/手すり設置/段差、床の滑り等の解消/扉、便器の改修/スロープ設置/床、壁や窓等の断熱改修等

嵐山町競争入札参加資格申請(物品)の追加受付を実施します。

お知らせ

平成31・32年度嵐山町競争入札参加資格追加申請受付(物品)を実施します

問合せ 総務課

☎62-2151

物品納入・リース・その他業務委託  
※建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務は、嵐山町では独自に受け付けません。

費用 1kg当り50円(100kgを超えた場合、超過分から1kg80円)

※持ち込みが1kgに満たない場合は50円となります(端数切り上げ)。

注意点

・金具は外して出してください。

・泥、ゴミはよく落としてください。

・持ち運びに便利な程度の大きさ(10~15kg)で荷造りしてください。

ご注意ください  
年末年始のごみの直接持ち込み

問合せ 環境課

☎62-0719

小川地区衛生組合へのごみ直接持ち込みの年末最終日は、12月27日(金)15時までです(役場とふれあい交流センターの受け付けは14時30分まで)。搬入されるごみはご自宅で分別(分解)して持ち込みしてください。

【注意】

・年末年始は処理場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

・粗大ごみ等の搬入はできるだけこの期間を避けてご利用ください。

・50kg以上となる多量ごみについては、処理料金が掛かります。

・分別(分解)等をされていないと、お持ち帰りとなります。

・年始におけるごみの直接持ち込みは、令和2年1月6日(月)からです。

申請書受付期間

令和2年1月20日(月)~31日(金)

※当日消印有効

申請方法

・郵送申請のみ(窓口持参不可)

・「書留」等、配達を確認できる方法

・封筒の表に「平成31・32年度資格審査追加申請書在中」と赤字で記載

・送付先 総務課財政契約担当

(〒355-0211 嵐山町杉山10301)

資格有効期間

令和2年4月1日~令和3年3月31日

の1年間

その他

詳細は「申請の手引き」をご覧ください。

町ホームページからダウンロードできます。

平成31・32年度嵐山町建設工事請負等入札参加資格審査申請(新規・追加)受付を実施します

問合せ 県総務部入札審査課

☎048-830-5771

嵐山町建設工事請負等入札参加資格審査申請(新規・追加)の受付を実施します。

申請対象業務

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請対象者

・新規申請・埼玉県電子入札共同システムに参加している自治体に申請対象業務の登録がなく、今回嵐山町に対し新規に登録を希望する事業所

(ユーザーID及びパスワードが交付されていない事業所)

・追加申請・平成31・32年度(申請日現在)において既にシステムに登録があり、今回嵐山町に対し申請自治体、申請業務(業種)等の追加を希望する事業所

申請受付期間

・新規申請・令和2年1月6日(月)~17日(金) 消印有効

・追加申請・令和2年1月6日(月)~24日(金) 消印有効

申請方法

郵送による申請 受付期間内必着(持参不可)

資格有効期間

令和2年4月1日~令和3年3月31日の1年間

その他

詳細は「申請の手引き」をご覧ください。

埼玉県入札審査課ホームページからダウンロードできます。

本追加申請は、埼玉県の共同受付窓口のみの申請となります。嵐山町では直接受け付けていません。お間違えのないようご注意ください。

穴はあけずに出すことができます。

・ビニール袋等には入れずカゴに直接出してください。

・プラスチック製であっても、「火気厳禁」「高温注意」等と書いてあればスプレー缶として出してください。

・スプレー缶は絶対に他のごみ等に混入させないでください。

・フロンが入ったものは回収できません。

・中身を使い切ることが困難な場合は、お問い合わせください。

河川や水路に油や薬品などが流れこむことが原因となり、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除などの際に不要な塗料や油、農薬などの取り扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。

事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかにご連絡ください。

分別を徹底し、決まった日に排出を

問合せ 環境課

☎62-0719

ごみは分別を徹底することで資源として活用することができます。さらに、ごみの減量化にもつながります。小型家電には、希少な金属が含まれています。大きさが30cm未満の小型家電は金属類の日に排出するなど、資源の有効活用にご協力ください。

※大きさが30cm以上のものは個別収集方式による回収または小川地区衛生組合へ直接持ち込みをお願いします。

令和2年4月1日より  
スプレー缶の収集日・  
出し方が変わります

問合せ 環境課

☎62-0719

スプレー缶の収集日を第1・3水曜日(金属類の日)から第4金曜日に変更します。また、次の通りスプレー缶の出し方が変わります。ご注意ください。

※令和2年3月31日までは、収集日・出し方に変りありません。

【4月1日以降の出し方】

・使い切り、可能な限りフタ、キャップ、ラベルは取り外してください。

・河川や水路に油や薬品などが流れこむことが原因となり、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除などの際に不要な塗料や油、農薬などの取り扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。

事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかにご連絡ください。

県東松山環境管理事務所

環境課

☎23-4050

☎62-0719

河川等の異常水質事故防止にご協力を

問合せ

☎23-4050

☎62-0719

河川や水路に油や薬品などが流れこむことが原因となり、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除などの際に不要な塗料や油、農薬などの取り扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。

事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかにご連絡ください。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかにご連絡ください。